

# 1：日本農業工学会会則

平成5年5月24日一部改正

## 第1章 総則

第1条 本会は日本農業工学会と称する

第2条 本会は事務所を東京都内に置く

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は農業工学に関する会員相互の協力により農業工学及びその技術の進歩発達に資することを目的とする

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行なう

- 1 各学会、協会の連絡、協力及びその総合活動
- 2 内外の農業工学関係諸機関、団体及び個人との連絡
- 3 講演会等の開催
- 4 その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

第5条 会員を分けて、正会員、維持会員及び国際会員とする

1 正会員は農業工学に関する学術団体とする

2 維持会員は本会の目的に賛助する団体とする

3 国際会員は正会員に属する個人であって、国際農業工学会に登録したものとする

第6条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする

第7条 正会員で退会しようとするものは、その旨書面をもって届け出て理事会の承認を得るものとする

2 維持会員、国際会員が2年以上会費を滞納した場合は退会したものとみなす

## 第4章 役員

第8条 本会に次の役員を置く

会長 1名、副会長 2名、理事若干名、監事 2名

会長、副会長は理事とする

第9条 会長は本会を代表し、会務を統べ、総会及び理事会の議長となる

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する

第11条 理事は会長を補佐し、会務を処理する

第12条 監事は会計の状況及び理事の業務執行を監査する

第13条 役員を選任は総会において行なう

第14条 役員任期は3年とし、更任期の定時総会までとする。ただし、辞任又は任期満了の役員は後任者が就任するまではその職務を行なうものとする

第15条 役員で欠員を生じ、補充の必要があるときは、第13条の規程により選任する。後任者の任期は前任者の残存期間とする

## 第5章 会議

第16条 会議を分けて総会、理事会とする

- 第 17 条 総会は定時総会及び臨時総会の 2 種とする
- 第 18 条 総会は正会員及び維持会員の推薦による代議員をもって組織する  
2 代議員の定数及び任期は別に定める。
- 第 19 条 定時総会は毎年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する
- 第 20 条 臨時総会は次の場合にこれを開く  
1 理事会において必要と認めたとき  
2 代議員の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示して請求されたとき  
3 監事から請求されたとき
- 第 21 条 総会は会長がこれを招集し、少なくとも 14 日前に会議の目的である事項を書をもって代議員に通知することを要する
- 第 22 条 次の事項は総会に提出してその承認を得る  
1 当該年度の予算  
2 貸借対象表、財産目録及び収支決算書  
3 その他理事会において必要と認めた事項
- 第 23 条 次の事項は定時総会に報告する  
1 前年度の事業報告  
2 会員の状況  
3 業務及び会計監査の報告  
4 その他理事会において必要と認めた事項
- 第 24 条 総会は代議員総数の 2 分の 1 以上の出席を必要とする  
ただし、欠席者も書面により又は委任により表決権を行使することができる。この場合出席者とみなす
- 第 25 条 総会の議決は出席者の過半数をもって、これを決する  
可否同数の場合は議長がこれを定める
- 第 26 条 理事会は会長が必要と認めたとき招集する  
ただし会長は理事現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合にはその請求の日から 14 日以内にこれを招集する
- 第 27 条 理事会の定足数及び議決については第 24 条及び第 25 条を準用する

## 第 6 章 会 計

- 第 28 条 本会の事業年度及び会計年度は毎年 4 月 1 日始り、翌年 3 月 31 日に終る
- 第 29 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、毎年会計年度開始前に、理事会、総会の議決を経て行使する  
2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、同項に規定する総会を開催することができないときは、総会を省略することができる。この場合においては、翌会計年度開始後最初に開催される総会において、これに係る承認を得なければならない
- 第 30 条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録貸借対照表及び収支決算書に監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、定時総会に報告する  
2 本会の収支決算に剰余金のあるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする
- 第 31 条 基本財産は財産目録の基本財産の部に記載のうえ、確実な方法により保管し、譲渡、交換または担保に供することはできない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、処分することができる

## 第 7 章

第 32 条 この会則の変更は、理事会及び総会において各々の 3 分の 2 以上の議決を要する

第 33 条 本会の解散は、理事会及び総会の 4 分の 3 以上の議決を要する

## 付 則

- 1 この会則の施行に必要な細則は、総会の議決で定める。細則には会員の入会、役員選出、理事の職務分担、役員会の規定、代議員の選任定数、会費の額等を規定する
- 2 この会則は昭和 59 年 6 月 30 日から施行する

## 日 本 農 業 工 学 会 細 則

昭和 63 年 5 月 6 日一部改正

平成 4 年 5 月 12 日一部改正

平成 6 年 5 月 13 日一部改正

平成 8 年 5 月 10 日一部改正

平成 11 年 5 月 21 日一部改正

## 第 1 章 会 員

第 1 条 正会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書に次の事項を記入し、又は書類を添付して提出する

- 1 団体名
- 2 本部事務所の所在地及び電話番号
- 3 定款及び諸規定
- 4 団体の経歴の概要
- 5 役員の氏名・主要勤務先及び職務

6 最近における各種別会員の数

7 最近 1 年間の刊行雑誌・図書を表題・発行周期・大きさ・頁数・発行部数

第 2 条 維持会員及び国際会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書所要欄に記入して提出する

第 3 条 入会者は承認通知を受けて後、会費を納めて資格を得る

第 4 条 会員は、申込書記入事項に変更のあった都度本会に届けなければならない。ただし、正会員にあつては第 1 条第 6 号及び第 7 号は毎年 1 回の届け出とする

## 第 2 章 役員・代議員・委員・名誉顧問及フェロー

第 5 条 理事会は役員候補者を選考し、総会に提出する

第 6 条 理事会は正会員ごとに各 1 名の役員候補者の推薦を受け、この中から会長・副会長・理事・監事候補を選考し、総会提出案を作成する

- 2 会長は、前項にかかげる理事以外に、理事候補 2 名以内を推薦し、総会の承認を得て、理事とすることができる

第 7 条 代議員は正会員及び維持会員の推薦によって会長が委嘱し、その任期は 3 年とする。ただし、交替した場合の後任者の任期は残存期間とする

第 8 条 代議員の数は次の基準による

- 1 会員 1000 名以下の正会員にあつては 1 名
- 2 会員 1000 名を超える正会員にあつては次の区分による合計数

- 1) 会員 1000 名までにつき 1 名
  - 2) 会員 1000 名を超える数につき 2000 名区切り毎に 1 名
- 3 団体のみで構成される正会員にあっては、構成団体数を会員数とみなす
- 4 維持会員にあっては 1 名
- 5 国際会員にあっては、所属正会員別に 30 名区切り毎に 1 名
- 第 9 条 理事会は次の区分により会務を分担する  
庶務・会計・国際・事業
- 2 会長は理事のうちから事務局長を指名し、会務の円滑な運営及び理事会から委任された事項の処理に当たらせることができる
- 第 10 条 本会は必要に応じ各種の委員会を置くことができる  
委員は理事会の議決を経て会長が委嘱する
- 第 11 条 本会に名誉顧問及びフェローをおくことができる
- 1 名誉顧問は理事会の推薦によって会長が委嘱する。名誉顧問は理事会の諮問に応じ、助言することができる
- 2 フェローは理事会の議を経て授与される。フェローは役員ではなく、顕著な功績のあった者を顕彰する称号である。日本農業工学会が返還を求めない限りフェローの称号を保持することができる。

### 第 3 章 会 費

- 第 12 条 会費は予算に基づき、次のとおり分担せしめる
- 1 正会員  
均等割と代議員数割とし、予算作成の際に夫々の額を定める
  - 2 維持会員  
年額 2 万円とする
  - 3 国際会員  
国際農業工学会への個人当納入額に事務経費を加算した額とする

### 第 4 章 細 則 の 改 訂

- 第 13 条 この細則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受ける

### 付 則

- 1 この細則は、総会の議決のあった日から施行する